

○観音寺市小売商業近代化資金融資規則

平成17年10月11日規則第113号

改正

平成19年3月29日規則第16号

観音寺市小売商業近代化資金融資規則

(目的)

第1条 この規則は、大中規模店の進出等小売業をとりまく諸環境の変化に対応するため、市内の小売業者が店舗の新築及び増改築を行う場合その必要な資金を融資することにより小売商業の健全な発展と近代化を図ることを目的とする。

(預託)

第2条 市は、前条の目的を達成するため毎年度予算の定める範囲内の金額を香川県信用保証協会を通じ市の指定する金融機関に融資準備金を預託する。

(融資枠及び貸付け)

第3条 指定金融機関は、前条の預託金の5倍額の範囲内において融資するものとし、貸付けに対しては善良なる管理をなすものとする。

(融資対象者)

第4条 融資申込者の資格は、次に掲げるすべての要件を具備するものでなければならない。

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ、店舗を有し1年以上引き続き小売業を営む者で店舗の新築及び増改築を行うもの
- (2) 市町村税を完納している者
- (3) 別表に掲げる小売業を営んでいる者

(融資限度額)

第5条 融資は、1申込者1口とし、市町村民税の賦課が所得割の場合は800万円以内、均等割のみの場合は500万円以内とする。ただし、必要経費の5分の4を限度とする。

(融資金の使途)

第6条 融資金の使途は設備資金とし、店舗の新築及び増改築に限る。

(融資利率及び保証料率)

第7条 融資利率は6パーセント以内とし、保証料率は香川県信用保証協会の定めるところとする。

(融資期間及び償還方法)

第8条 融資期間は7年以内とし、6月据置き後毎月元金均等分割払とする。ただし、債務者の都合により繰上償還することができる。

(融資の申込み)

第9条 融資を受けようとする者は、所定の融資申込書に所要事項を記入のうえ、連帯保証人徴求時には連署して市長に提出しなければならない。ただし、融資を受けようとする者が法人の場合はその法人の代表者が連帯保証人でなければならない。

(融資審査)

第10条 市長は、この規則による融資の適正円滑を期するため観音寺市中小企業融資審査委員会規則(平成17年観音寺市規則第111号)に基づく委員会により審査するものとする。

(融資の決定)

第11条 融資は、前条の委員会の審査に基づき市長が決定する。ただし、香川県信用保証協会が保証を付したものに限る。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人の徴求基準は香川県信用保証協会の定めるところとし、県内に1年以上居住して市町村税を完納し、かつ、返済能力ありと認められる者でなければならない。ただし、法人の代表者にあつては県内に1年以上居住しているときは連帯保証人になることができる。

2 連帯保証人は、2口を超えることができない。

3 連帯保証人は、債務者が第8条の義務を履行しない場合は直ちにその責めに任ずるものとする。

(融資及び報告)

第13条 指定金融機関は、第11条により融資決定した者に遅滞なく融資し、所定の様式により報告書を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の観音寺市小売商業近代化資金融資規則（昭和58年観音寺市規則第9号。以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に合併前の規則の規定により融資を受けている者は、引き続きこの規則の規定により融資を受けている者とみなす。

附 則（平成19年3月29日規則第16号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の観音寺市小売商業近代化資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる融資について適用し、同日前行われた融資については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

織物、衣服、寝具等身のまわり品小売業・酒、調味料小売業・食肉小売業・鮮魚小売業・乾物小売業・野菜、果物小売業・菓子、パン小売業・米穀類小売業・家具、建具、畳小売業・金物、荒物小売業・陶磁器、ガラス器、じゅう器小売業・家庭用機械機器具小売業・自転車小売業・花植木小売業・医薬品、化粧品小売業・書籍、文房具小売業・スポーツ用品、がん具、楽器、娯楽用品小売業・写真機、写真材料小売業・時計、眼鏡、光学機械小売業
--